

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第65条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第65条
審査基準	周南市地方卸売市場条例第65条 （使用料の減免） 第65条 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	転貸の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第59条ただし書
基準規定	周南市地方卸売市場条例第59条ただし書
審査基準	周南市地方卸売市場条例第59条 （転貸借の禁止） 第59条 市場施設の使用を受けた者（以下「使用者」という。）は、いかなる名義をもってするを問わず、その市場施設の全部又は一部を他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	市場施設の使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第58条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第58条
審査基準	周南市地方卸売市場条例第58条 （施設の使用指定） 第58条 事業者は、市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、必要があると認めるときは、前項以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。 3 市場施設の位置、面積及び使用条件は、市長がこれを指定する。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	奨励金の交付の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第57条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第57条
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	受託契約約款の変更承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第43条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第43条第2項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第43条第2項 （受託契約約款） 第43条 2 前項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託場所及び受託物品の保管並びに手入れ等に関する事項 (3) 送り状又は発送案内に関する事項 (4) 受託物品の上場に関する事項 (5) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項 (6) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項 (7) 委託手数料の額に関する事項 (8) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (9) 仕切りに関する事項 (10) その他必要な事項
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	受託契約約款の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第43条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第43条第2項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第43条第2項 （受託契約約款） 第43条 2 前項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項 (2) 受託場所及び受託物品の保管並びに手入れ等に関する事項 (3) 送り状又は発送案内に関する事項 (4) 受託物品の上場に関する事項 (5) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項 (6) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項 (7) 委託手数料の額に関する事項 (8) 委託者の負担すべき費用に関する事項 (9) 仕切りに関する事項 (10) その他必要な事項
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	関連事業者の許可申請
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第34条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第33条第1項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第33条第1項 （関連事業者の許可） 第33条 市長は、市場の機能の充実を図るため、又は出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に関連事業者として業務を営むことを許可することができる。 （1） 第4条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務を営む者 （2） 飲食営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	売買参加者の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第29条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第29条第2項 周南市地方卸売市場水産物市場売買参加者承認基準要綱第3条
審査基準	1 周南市地方卸売市場条例第29条第2項 （売買参加者の承認） 第29条 2 市長は、前項の申請をした者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、売買参加者の承認をしないものとする。 2 周南市地方卸売市場水産物市場売買参加者承認基準要綱第3条 （資格要件） 第3条 卸売の相手方として、売買参加者の承認を受けようとする者の必要な知識及び資力信用に関する資格要件は、次のとおりとする。 （1） 申請する時点の年齢が、満20才以上（未成年者の場合親権者が承認する場合を含む。）の者であること。 （2） 取扱品目の物品について、現に業務を営んでいる者又は業務を営んではないが、評価の経験を有していると認められる者であること。 （3） 年間500万円以上の取引及び売買代金の支払の完済が見込まれるものであること。 （4） 十分な営業資金を有すると認められ、市場取引に継続して参加できる者であり、かつ、買受代金の支払について保証する者があること。 （5） 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく所轄保健所長の許可を受けている者であること。 （6） 市場の公共性を認識し、市場に関する法令及び条例等を遵守する者であること。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	仲卸業者の相続の承認申請許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第27条第4項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第27条第5項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第27条第5項 （仲卸業者の相続） 第27条 5 第24条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「第27条第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の承認申請許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第26第3項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第26条第4項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第26条第4項 （仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割） 第26条 4 第24条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「第26条第1項又は第2項の承認の申請」と読み替えるものとする。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	仲卸業者の許可申請
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第24条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第24条第3項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第24条第3項 （仲卸の業務の許可） 第24条 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （1） 破産者で復権を得ないものであるとき。 （2） 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないものであるとき。 （3） 仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。 （4） 仲卸業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 （5） 市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。 （6） 申請者が暴力団関係者であるとき。 （7） 申請者が法人であって、その役員のうちに前各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。 （8） その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数を超えることとなるとき。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	せり人の登録
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第20条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第20条第3項
審査基準	周南市地方卸売市場条例第20条第3項 （せり人の登録） 第20条 3 前項の申請があった場合は、市長は、卸売業者から意見を聴取し、その者のせり人の業務に必要な知識及び経験について審査し、必要があると認めるときは、その者について必要な経験又は能力の有無の認定のため試験を行い登録の可否を決定するものとする。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用料等の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第7条
基準規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第7条
審査基準	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第7条 （占用料等の還付） 第7条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 天災地変その他不可抗力により占用又は土石の採取をすることができなくなったとき。 (2) 法第12条第2項の規定に基づき許可を取り消したとき。 (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用料等の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第6条
基準規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第6条
審査基準	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第6条 （占用料等の減免） 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限り、占用料等を減額し、又は免除することができる。 (1) 地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共の用又は営利を目的としない公益事業の用に供するため、占用又は土石の採取をしようとする場合 (2) その他市長が特別の理由があると認める場合
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第7条
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例施行規則第7条
審査基準	周南市フィッシャリーナ条例施行規則第7条 （使用料の還付） 第7条 条例第7条ただし書の規定による使用料の還付の基準は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなった場合 既納使用料のうち使用することができなくなった期間に係る使用料 (2) 使用廃止届を提出した場合 既納使用料のうち使用しないこととなった期間に係る使用料 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が還付すべき正当な理由があると認めた場合 既納使用料のうち市長が還付すべきと認めた使用料
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第6条
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例施行規則第6条
審査基準	周南市フィッシャリーナ条例施行規則第6条 （使用料の減免） 第6条 条例第6条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる場合とし、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 市が公用又は公共用に使用する場合 免除 (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急的に使用する場合 免除 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める額の減額又は免除
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用の許可等
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第3条
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例第4条
審査基準	周南市フィッシャリーナ条例第4条] （許可の制限） 第4条 市長は、施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	利用料等の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第13条第4項
基準規定	周南市漁港管理条例施行規則第10条
審査基準	周南市漁港管理条例施行規則第10条 （利用料等の還付） 第10条 条例第13条ただし書の規定による利用料等の還付の基準は、次に定めるとおりとする。 (1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなった場合 既納利用料等のうち使用することができなくなった期間に係る利用料等 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が還付すべき正当な理由があると認めた場合 既納利用料等のうち市長が還付すべきと認めた利用料等
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	利用料等の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第13条第3項
基準規定	周南市漁港管理条例施行規則第9条
審査基準	周南市漁港管理条例施行規則第9条 （利用料等の減免） 第9条 条例第13条第3項に定める市長が特別の事由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとし、減額又は免除は次のとおりとする。 (1) 市が公用又は公共用に利用する場合 免除 (2) 漁業者が漁業活動のために利用する場合 免除 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急的に利用する場合 免除 (4) 他の者が、本市と共催して開催する集会、行事等に利用するとき。市長が必要と認めた割合による減額 (5) 当該利用が本市の事務、事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。市長が必要と認めた割合による減額 (6) 市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。市長が必要と認めた割合による減額 2 その他特に市長が必要と認めた場合には、前項の規定による減額割合にかかわらず、当該利用料等を免除できる。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用の許可等
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第10条
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用の許可等
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第9条
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	危険物等の荷役許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第5条第2項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	免許執行の場合の原状回復義務の免除
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第35条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1 の2 の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	免許の効力の復活の処分
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第34条第1項
基準規定	公有水面埋立法第34条第1項
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	用途の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第29条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1 の2 の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	埋立地に関する処分の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第27条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管1580号、河政発第57号）の記の7 ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1581号、河政発第58号）の記の5
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	竣功認可告示前の埋立地使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第23条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・未竣功埋立地における工場等の建設について（昭和49年10月21日港管第2618号）の記の1
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	しゅん功認可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第22条第1項
基準規定	
審査基準	埋立てに関する工事の完成状態が埋立免許の内容及び条件に適合していること。 次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 公有水面埋立ニ関スル取扱方ノ件（大正 1 1 年 4 月 2 0 日発土第 3 5 号）の記 の 1 3
標準処理 期間	3 0 日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第 2 条別表 3 1 の 2 の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	権利の譲渡の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第16条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・公有水面埋立ての適正化について（昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号）の記の3
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第14条第1項・第4項
基準規定	公有水面埋立法施行令第21条
審査基準	公有水面埋立法施行令第21条第21条 公有水面埋立法第14条ノ規定ニ依ル立入ハ邸内ニ付イテハ日出前日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ之ヲ為スコトヲ得ス
標準処理 期間	30日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	出願事項の変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第13条の2第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管1580号、河政発第57号）の記の1（3）から（5）、記の3及び記の4（1） ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1581号、河政発第58号）の記の1から4
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	公有水面埋立の免許
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第2条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 ・ 公有水面埋立ての適正化について（昭和40年9月1日港管第2021号、建河発第341号）の記の1 ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管1580号、河政発第57号）の記の1（3）から（5）及び記の3 ・ 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1581号、河政発第58号）の記の1から4 ・ 公有水面埋立法施行令の一部改正について（昭和61年7月18日港管第2052号、河政発第43号） ・ 公有水面埋立法施行令の一部改正について（昭和61年7月18日港管第2052号、河政第44号）
標準処理 期間	その事例ごとに検討すべき事項又は考慮すべき事項が著しく多様
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表31の2の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	漁港区域内の水域及び公共空地における行為（占用等）の許可
処分権者	市長
根拠規定	漁港漁場整備法第39条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	漁港施設の利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可
処分権者	市長
根拠規定	漁港漁場整備法第38条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	漁港施設の処分の許可
処分権者	市長
根拠規定	漁港漁場整備法第37条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第13条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	海岸保全区域内の行為の許可
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第8条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	海岸保全区域の占用の許可
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第7条第1項
基準規定	
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	14日
備考	